

住民訴訟全面勝訴判決報告

岡山地裁第1民事部合議係 平成24年5月29日言渡（確定）

弁護士 山本勝敏

<事件類型> 住民訴訟（地方自治法第242条の2第1項4号）
求償権の履行請求事件

<概要>

1 介護保険法により、市町村は要介護被支援者が受けた居宅サービス等の利用額が著しく高額に上る場合、要介護被保険者に対して政令で定める高額介護サービス費を支給することになっている。高額介護サービス費の支給手続きは、本件 K 町の場合、担当窓口から該当要介護被保険者に申請書を郵送し、被保険者からの申請を待って行われていた。高額介護サービス費のうち市町村の負担割合は12.5%、国・県等が87.5%である。

本件では、K 町窓口担当主幹が申請書の郵送手続きを怠ったため、被保険者が平成14年度以降の申請手続きを取ることができず、平成14年度から平成19年度までの間の国・県負担分1350万2418円が時効消滅した。

そのため、K 町は平成21年度に補正予算を組み、臨時議会において時効消滅した高額介護サービス費を補助金として被保険者に支払う議案を上程し、議会の可決を受けてこれを支出した。

2 本件は、担当主幹の職務懈怠により、本来、国・県から受けるべき負担金が時効消滅したため、貴重な町民の税によって補てんを行い、町財政に多大な損害を与えた事案である。

町長の補助金支出行為を違法な財務会計上の行為と構成し、町長本人に対して損害賠償請求するのが通常の請求方法であるが、①被保険者に対して議会の承認を得て損失補てんしたものと評価し、町長の裁量の範囲内と裁判所に判断される可能性が高いこと、②そもそも、担当主幹の職務懈怠により K 町財政に損害を与えたのであるから、それに相応しい法律構成をすべきであるが、その場合、K 町は担当主幹の故意、過失により被保険者が受けた損害に対して国

家賠償法第1条第1項により賠償責任を負うことになり、補助金支出は損害賠償義務の履行として適法となること、いずれにしても、補助金支出を違法と構成することには訴訟遂行上の困難が見込まれた。

3 とすれば、他の理論構成を考える必要があり、①担当主幹は職務上、被保険者に申請書を郵送するなど適正に支給事務手続きを行う法的義務があるにもかかわらずこれを怠り、②その結果、被保険者は申請手続きを行うことができず、消滅時効期間の経過により受給権を喪失し損害をこうむった、③K町は、①により②の損害を生じさせたから、被保険者に対して国家賠償法により賠償責任を負う、④K町は国家賠償義務の履行として消滅時効相当額を議会の議決を経て被保険者に補てんした、⑤担当主幹による職務懈怠は故意または重過失にあたるから、国家賠償法第1条第2項により、K町は担当主幹に対して損害補てん額と同額の求償権を持つ、⑥K町は求償権行使を怠っている、⑦したがって、K町長に対して怠る事実の違法を理由に地方自治法第242条の2第1項4号により担当主幹に対する求償権行使を求めることとした。

4 上記法律構成上、特に問題となるのは担当主幹の法的義務の構成であったが、裁判所は、①介護保険事務の標準化・平等化、②被保険者が申請手続きに対して持つ合理的期待を根拠に職務上の法的義務を導き出しこれを肯定した。また、担当主幹の故意、重過失については、同人が申請書をどのように処理したのか証人尋問において一切合理的説明を行わなかったため、裁判所は当然のこととしてこれを認めた。その他の法律構成についても、裁判所は原告側立論をすべて認めて全額認容判決を言渡し、その後判決は確定した。

5 民法、国家賠償法、地方自治法を交錯させながら、事案の実態に最も適した法律構成はどのようなものかと工夫した案件であっただけに、裁判所が構成通りに主張を認めてくれたことはありがたかった。

山崎博幸会員と担当した事件なので、青法協岡山支部で獲得した案件として報告させて頂きました。